

役員報酬等規程

(役員報酬)

第1条 役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

2 専務理事の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(役員退職金)

第2条 役員は退職金を支給しない。